

定款細則
(入会金、及び会費の規定)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会（以下当協会という。）定款第8条の規定に基づき、当協会の正会員、準会員、団体会員の入会金及び会費について定める。

(入会金)

第2条 正会員、準会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。
2. 団体会員に対する入会金は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる入会金の金額とする。

(会費)

第3条 正会員、準会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。
2. 団体会員に対する会費は、年会費とし、その額は、別表の左欄に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年会費の金額とする。

(休会中の会費)

第4条 休会中の会費は、会費の半額とする。
2. 年度途中での休会は、会費の全額とする。

(年度途中の入会者の会費)

第5条 年度途中において入会した会員の会費は、第3条による年会費を月割により計算した額（入会月を含め計算し、月割額に百円未満の端数のあるときは月単位で切り上げる。）とする。

(会費の納入)

第6条 会費の納入は、原則として毎年6月末日までに、当該年度の会費を納入するものとする。ただし、会長がやむを得ない事由があると認めるときは、これによらないことができる。
2. 年度の途中において入会した会員の会費の納入は、入会手続きと同時にを行うものとする。

(会員区分変更に伴う、入会金、会費)

第7条 会員区分が変更になった場合は、入会金、会費の差額分を納入するものとする。
2. 会員区分変更に伴っても、納入された入会金、会費を当協会より返却することはない。

附則

1. この規定の改廃は、理事会で策定し、総会の承認をもって施行する。
2. この規程は、2009年5月13日から適用する。

一般社団法人日本アルパイン・ガイド協会

別表

会員区分	資格	入会金	年会費
正会員	アルパイン・ガイド	50,000円	40,000円
	アスピラント・ガイド		
	マウンテン・ガイド		
	レスキュー・マスター		
	クライミング・マスター		
準会員	ガイド養成学校生	20,000円	20,000円
	中級レスキュー技術認定者		
	他団体認定資格保持者	10,000円	
団体会員		100,000円	20,000円